

○東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則

平成17年 2月11日

規則第80号

改正 平成17年12月28日規則第248号

平成19年 3月30日規則第36号

平成20年 4月 1日規則第19号

平成21年 6月15日規則第39号

平成22年 3月24日規則第10号

平成23年 3月23日規則第 5号

平成24年 3月30日規則第14号

平成26年 7月17日規則第43号

平成26年11月14日規則第55号

平成27年 4月 1日規則第34号

平成28年 3月24日規則第15号

平成28年 6月 1日規則第47号

平成29年 4月 1日規則第19号

平成30年 3月 9日規則第 5号

平成31年 3月 1日規則第17号

令和元年10月 1日規則第13号

令和 2年 3月23日規則第10号

令和 2年 3月31日規則第16号

令和 2年11月 5日規則第61号

令和 3年 9月 1日規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による保育費用の支払を含む。）に係る教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者をいう。）が負担すべき費用（以下「保育料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び法施行令（平成26年政令第213号。

以下「政令」という。)において使用する用語の例による。

(保育料の額)

第3条 東近江市認定こども園条例（平成25年東近江市条例第11号。以下「認定こども園条例」という。）第4条第3項の規則で定める額は、別表第1のとおりとする。

2 認定こども園条例第4条第4項の規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

3 認定こども園条例第4条第5項の規則で定める額は、別表第3のとおりとする。

4 東近江市立幼稚園条例（平成17年東近江市条例第102号。以下「幼稚園条例」という。）第3条第2項の規則で定める額は、別表第4のとおりとする。

5 幼稚園条例第3条第3項の規則で定める額は、別表第5のとおりとする。

(保育料の通知)

第4条 市長は、前条第1項及び第4項の保育料の額を決定したときは保育料決定通知書（様式第1号）により、これらの保育料の額を変更したときは保育料変更通知書（様式第2号）により、保護者に通知するものとする。

(保育料の減免)

第5条 市長は、保護者の諸事情により必要と認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による減免を受けようとする者は、保育料減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、保育料の減免を決定したときは、保育料減免決定通知書（様式第4号）により通知しなければならない。

(督促及び滞納処分)

第6条 市長は、保護者が認定こども園条例第5条又は幼稚園条例第4条に規定する納期限までに保育料を納付しないときは、期限を指定して督促を行う。

2 市長は、前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保育料（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第7項及び第8項並びに子ども・子育て支援法附則第6条第4項に規定するものに限る。）を納付しないときは、児童福祉法第56条第7項若しくは第8項又は子ども・子育て支援法附則第6条第7項の規定に基づき滞納処分をすることができる。

(準用)

第7条 東近江市立幼稚園、認定こども園及び小規模保育事業所を除く特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る保育料については、法第19条第1項第1号に

規定する小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）にあつては別表第4を、法第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもにあつては別表第1を準用する。

（その他）

第8条 この規則で定めるもののほか、保育料の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年2月11日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の八日市市保育所保育料徴収規則（昭和62年八日市市規則第17号）、永源寺町立保育所保育料徴収規則（昭和55年永源寺町規則第4号）、五個荘町保育所保育料徴収規則（昭和62年五個荘町規則第1号）、保育所入所児童に要する費用の徴収規則（平成10年愛東町規則第7号）又は湖東町立保育所入所児童に対する保育料の徴収規則（昭和41年湖東町規則第1号）（以下「合併前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（保育料の徴収の特例）

3 この規則の規定にかかわらず、保育料の徴収に関しては、平成17年3月31日までに限り、合併前の規則の例による。

（能登川町及び蒲生町との合併に伴う経過措置）

4 能登川町及び蒲生町との合併の日前に、合併前の能登川町保育所保育料徴収規則（昭和41年能登川町規則第3号）又は蒲生町における保育所入所児童に要する費用の徴収条例（昭和43年蒲生町条例第12号）若しくは蒲生町における保育所入所児童に要する費用の徴収規則（昭和43年蒲生町規則第3号）（以下これらを「2町規則等」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

5 この規則の規定にかかわらず、平成18年3月31日までの間、合併前の能登川町又は蒲生町の区域内に住所を有し、保育される者に係る保育料の徴収については、なお2町規則等の例による。

附 則（平成17年規則第248号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第36号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表備考の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年規則第10号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第5号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第14号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第43号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表備考の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年規則第55号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成27年規則第34号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の別表第1から別表第5までの規定は、この規則の施行の日以後の保育の実施に係る保育料について適用し、同日前の保育の実施に係る保育料については、なお従前の例による。

（平成27年度における保育料の特例）

3 平成27年4月から平成28年3月までの月分の保育料（東近江市立幼稚園及び認定こども園における保育の実施に係るものに限る。）に係るこの規則による改正後の別表第4の規定の適用については、同表中「8,200円」とあるのは「6,600円」と、

「8,700円」とあるのは「6,900円」と、「9,900円」とあるのは「7,500円」とする。

附 則（平成28年規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第47号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1及び別表第4の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別表第1及び別表第4の規定は、平成28年4月1日以後の保育の実施に係る保育料について適用し、同日前の保育の実施に係る保育料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別表第1及び別表第4の規定は、平成29年4月1日以後の保育の実施に係る保育料について適用し、同日前の保育の実施に係る保育料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の東近江市保育所等保育料徴収規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成31年規則第17号）

この規則は、平成31年3月1日から施行し、改正後の東近江市保育所等保育料徴収規則の規定は、平成30年9月1日から適用する。

附 則（令和元年規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の東近江市保育所等保育料徴収規則別表第1及び別表第4の規定は、施行日以後の保育の実施に係る保育料について適用し、施行日以前の保育の実施に係る保育料については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年規則第10号）抄
 （施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規則第16号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規則第61号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

保育料徴収金額表（保育認定）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）					
階層区分	定義	保育標準時間			保育短時間		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第 1 階層	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

第 2 階層	第 1 階層	第 3 階層に 該当する世 を除き市 町村民税 の額	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
第 3 階層	の区 分	市町村民税 非課税世帯	6,000円	0 円	0 円	6,000円	0 円	0 円
第 4 階層	次の 区分 に該 当す る世 帯	第 5 階層、第 6 階層又は 第 7 階層 (所 得割課税額 77,101 円未 満の世帯に 限る。)に該 当する世帯 のうち母子 世帯等、障害 者世帯及び その他の世 帯	6,000円	0 円	0 円	6,000円	0 円	0 円
第 5 階層		市町村民税 均等割課税 世帯 (市町村 民税所得割 非課税世帯)	14,000円	0 円	0 円	13,100円	0 円	0 円
第 6 階層		所得割課税 額が 48,600 円未満の世 帯	15,500円	0 円	0 円	14,400円	0 円	0 円

第 7 階層	所得割課税 額が48,600 円以上 97,000円未 満の世帯	23,500円	0円	0円	21,700円	0円	0円
第 8 階層	所得割課税 額が97,000 円以上 133,000円未 満の世帯	31,000円	0円	0円	28,500円	0円	0円
第 9 階層	所得割課税 額が133,000 円以上 169,000円未 満の世帯	38,000円	0円	0円	34,900円	0円	0円
第 10 階層	所得割課税 額が169,000 円以上 235,000円未 満の世帯	45,000円	0円	0円	41,200円	0円	0円
第 11 階層	所得割課税 額が235,000 円以上 301,000円未 満の世帯	52,000円	0円	0円	47,600円	0円	0円
第 12 階層	所得割課税 額が301,000 円以上 397,000円未 満の世帯	62,000円	0円	0円	56,700円	0円	0円
第 13	所得割課税	71,000円	0円	0円	64,900円	0円	0円

階層	額が397,000 円以上の世 帯						
----	-------------------------	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 この表において「保育標準時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定により保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の認定を受けた児童に係る保育認定時間をいう。
- 2 この表において「保育短時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の規定により保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の認定を受けた児童に係る保育認定時間をいう。
- 3 この表の第5階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 4 この表の第5階層から第13階層までにおける「所得割」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいい、これを計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は適用しないものとする。
- 5 備考4に規定する場合において、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有するものとみなして計算するものとする。
- 6 この表の第2階層及び第4階層において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。
 - (2) 障害者世帯 次に掲げる者（児童）を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123

号) 第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの(以下この号において「在宅障害児」という。)に限る。)

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅障害児に限る。)

オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅障害児に限る。)

(3) その他の世帯 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯をいう。

7 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

8 4月から8月までの月分の保育料にあつては前年度分の市町村民税の額を基に、9月から翌年3月までの月分の保育料にあつては当該年度分の市町村民税の額を基に決定するものとする。

9 政令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合の次の各号に掲げる3歳未満児に係る保育料の額は、この表の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 政令第13条第1項第1号の規定に該当する3歳未満児 この表に定める額に100分の50を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

(2) 政令第13条第1項第2号の規定に該当する3歳未満児 0円

10 特定被監護者等が2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる3歳未満児に関する保育料の額は、この表並びに備考8及び備考9の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる3歳未満児(教育・保育給付認定保護者及び当該教

育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が5万7,700円未満（特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円未満）のときに限る。） この表に定める額に100分の50を乗じて得た額（特定教育・保育給付認定保護者にあつては、0円）

ア 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である3歳未満児

イ 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である3歳未満児

(2) 次のアからウまでに掲げる3歳未満児（教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が9万7,000円未満のときに限る。） 0円

ア 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である3歳未満児

イ 特定被監護者のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である3歳未満児

ウ 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である3歳未満児

(3) 次のアからウまでに掲げる満3歳未満保育認定子ども（教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が9万7,000円以上のときに限る。） この表に定める額に100分の50を乗じて得た額

ア 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である3歳未満児

イ 特定被監護者のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である3歳未満児

ウ 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である3歳未満児

11 保護者が保育のあった月において要保護世帯等（要保護世帯（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の世帯をいう。）、母子世帯等、障害者世帯及びその他の世帯をいう。以下同じ。）に該当する場合における当該保護者に関する備考10の規定の適用については、備考10(1)中「57,000円未満」とあるのは

「77,101円未満」と、「この表に定める額に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）」とあるのは「0円」とする。

別表第2（第3条関係）

延長保育料徴収金額表

利用時間	保育料（月額）	保育料（日額）
午前7時30分から午前8時30分まで	2,000円	150円
午後4時30分から午後5時30分まで	2,000円	150円
午後4時30分から午後6時30分まで	4,000円	300円
午後6時30分から午後7時まで	2,000円	150円

別表第3（第3条関係）

一時保育料徴収金額表

利用時間	保育料（日額）
4時間以内	1,500円
4時間を超え8時間以内	3,000円
8時間を超える	3,000円に8時間を超える時間1時間当たり400円を加算した額

別表第4（第3条関係）

保育料徴収金額表（教育標準時間認定）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）	
階層区分	定義	3歳児	4歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
第2階層	第1階層を除き市町村民税第3階層又は第5階層に該当する世帯のうち母子世帯等、障害者世帯及びその他の世帯	0円	0円
第3階層	の額の区分が次の市町村民税非課税世帯	0円	0円
第4階層	区分に該当第6階層又は第7階層（所得割課税額	0円	0円

層	当する世帯	77,101円未満の世帯に限る。)に該当する世帯のうち母子世帯等、障害者世帯及びその他の世帯		
第5階層		市町村民税均等割課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯）	0円	0円
第6階層		所得割課税額が48,600円未満の世帯	0円	0円
第7階層		所得割課税額が48,600円以上97,000円未満の世帯	0円	0円
第8階層		所得割課税額が97,000円以上133,000円未満の世帯	0円	0円
第9階層		所得割課税額が133,000円以上169,000円未満の世帯	0円	0円
第10階層		所得割課税額が169,000円以上235,000円未満の世帯	0円	0円
第11階層		所得割課税額が235,000円以上301,000円未満の世帯	0円	0円
第12階層		所得割課税額が301,000円以上397,000円未満の世帯	0円	0円
第13階層		所得割課税額が397,000円以上の世帯	0円	0円

備考

- この表において「均等割」、「所得割」、「母子世帯等」、「障害者世帯」及び「その他の世帯」とは、別表第1に規定する均等割、所得割、母子世帯等、障害者世帯及びその他の世帯をいう。
- 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

別表第5（第3条関係）

預かり保育料徴収金額表

区分	保育料
----	-----

1時間当たり

150円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。
- 2 4歳以上児の兄弟とともに預かり保育を受ける3歳児の園児に係る預かり保育の利用時間は、当該4歳以上児の兄弟と同一の開始時刻から計算するものとする。
- 3 法第30条の5第1項の施設等利用給付認定を受けた児童に係る1日当たりの預かり保育料の額は、450円を上限とする。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

様

滋賀県東近江市長

印

年度

保 育 料 決 定 通 知 書

下記に記載のある方は口座振替納付です。

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			

様

保育料については、以下のとおり決定しましたので通知します。

児童の氏名 及び生年月日			
所得階層		保 育 料	円

決 定 額	円
-------	---

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東近江市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東近江市を被告として(訴訟において東近江市を代表する者は東近江市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

様

滋賀県東近江市長



年度

保 育 料 変 更 通 知 書

下記に記載のある方は口座振替納付です。

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			

様

保育料については、以下のとおり変更しましたので通知します。

児童の氏名 及び生年月日							
変更前	所得階層					保 育 料	円
変更後	所得階層					保 育 料	円
変更前決定額		円		変更後決定額		円	
変更前	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	
	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	
変更後	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	
	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東近江市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東近江市を被告として（訴訟において東近江市を代表する者は東近江市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号(第5条関係)

保 育 料 減 免 申 請 書

年 月 日

東近江市長 様

申請者 住 所
氏 名
(園児名)

下記の事由により保育料の減免を受けたいので、東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則第5条第2項の規定に基づき申請します。

記

- 1 減免申請額
- 2 期 間 年 月分から 年 月分まで
- 3 減免事由

様式第4号(第5条関係)

保 育 料 減 免 決 定 通 知 書

年 月 日

様

東近江市長

印

年 月 日付けで申請がありました保育料の減免について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 入所施設名
- 2 入所児童氏名
- 3 保育料
- 4 減免期間
- 5 減免理由

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)